

北海道公立大学法人札幌医科大学 「年度計画」

令和5年度

北海道公立大学法人札幌医科大学

目次

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1	教育に関する目標を達成するための措置	
(1)	入学者の受入れに関する目標を達成するための措置	1
(2)	教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置	1
(3)	教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	3
(4)	学生への支援等に関する目標を達成するための措置	4
2	研究に関する目標を達成するための措置	
(1)	研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置	4
(2)	研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	5
3	附属病院に関する目標を達成するための措置	
(1)	診療に関する目標を達成するための措置	5
(2)	臨床教育に関する目標を達成するための措置	6
(3)	運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	7
4	社会貢献に関する目標を達成するための措置	
(1)	地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置	7
(2)	産学・地域連携に関する目標を達成するための措置	9
5	国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置	9

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1	運営に関する目標を達成するための措置	10
2	組織及び業務等に関する目標を達成するための措置	10

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1	財務基盤の確立に関する基本的な目標を達成するための措置	
(1)	収入の確保に関する目標を達成するための措置	11
(2)	経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置	12
2	資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	12

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	12
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	12

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1	施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	12
2	安全管理等の業務運営に関する目標を達成するための措置	13
3	法令遵守等に関する目標を達成するための措置	14

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

第7 短期借入金の限度額

第8 出資等に係る不要財産等がある場合の当該財産の処分に関する計画

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第10 剰余金の使途

第11 その他

1	施設及び設備に関する計画	15
2	人事に関する計画	15
3	積立金の使途	15

(別紙) 予算

収支計画	17
------	----

資金計画	18
------	----

(用語説明)

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置

各高校との意見交換等の取組を通じて、本学のアドミッション・ポリシーやディプロマ・ポリシーの周知を図るとともに、志願者の動向分析や各種入試広報活動の検証・改善を行い、国際レベルの研究及び地域医療に貢献する意欲と資質を持った入学者を確保するための取組を推進する。

〔指標・数値目標〕

- ・（入学前）各種取組等の参加者の満足度又は肯定的意見の割合：80%以上
- ・（入学後）入学時調査による各種取組に対する肯定的意見の割合：80%以上

- 【1】 高校訪問等の取組を通じて、志願者等へアドミッション・ポリシー等を周知し、理解を促す。また、志願者の動向分析や入試広報活動、高大接続事業等の検証及び改善に取り組む。

入学者に求める人物像と入学者選抜のあり方をアドミッション・ポリシーに明確化するとともに、アドミッション・ポリシーに即した入学者選抜方法の検証（入試結果の分析及び課題整理）と見直しを図り、国際レベルの研究及び地域医療に貢献する意欲と資質を持った入学者を確保するための取組を推進する。特に、両学部においては、令和2年度からの高大接続改革に基づき、共通テストの導入や学力の三要素を適正に評価するための入試方法を検討し、運用を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・入学者選抜方法の検証及び必要な見直し：年1回

- 【2】 アドミッション・ポリシーに即した入学者選抜方法を検証し、運用する。

また、令和7年度入学者選抜から導入される新学習指導要領に基づく共通テストの実施に向けて、必要な準備を行う。

両研究科においては、志願者の動向分析や学生ニーズを踏まえ、本学の研究活動や研究業績の学内外に向けた広報活動を積極的に行い、高度な実践力と研究力の修得に対する意欲、研究遂行のための知識・技術・態度を備えた学生の確保を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・研究内容・業績の広報HPの分析・検証：隔年度
- ・広報HP掲載内容の必要な見直し：分析・検証をした翌年度
- ・説明会等参加者の満足度又は肯定的意見の割合：80%以上
- ・研究科収容人数充足率：修士課程0.50以上、博士課程0.33以上

- 【3】 説明会参加または入学者へのアンケート調査を行い、動向等を把握し、研究内容・業績に係る広報の分析・検証を行うとともに、必要に応じて研究内容・業績に係る広報内容等の見直しをする。

(2) 教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置

ア 教育内容

高度で専門的な能力を有する人材の育成を図るため、両学部、両研究科及び専攻科において、本学の人材育成及び教育研究上の目的に即した現行のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを見直し、より実践的な教育課程として体系化するよう再編成を行い、定期的な検証に基づき改善等を図る。特に、医学部においては、国際的な医療人の育成に向けて、教育の質の確保のための教育内容の充実に努める。

〔指標・数値目標〕

- ・ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の見直し・検証：年1回（令和3年度～）

- 【4】 医学部においては、新カリキュラムによる授業（第1～4学年）を実施し、授業評価等の結果に基づき、必要に応じて次年度に向けての改善を図る。

保健医療学部においては、新カリキュラムによる授業（第1～4学年）を実施し、授業評価等に基づく検証により、次年度に向け、必要に応じた改善を図る。

専攻科助産学専攻においては、新カリキュラムによる授業を実施するとともに検証を行い、

必要に応じて次年度の改善に向けて課題を整理する。

専攻科公衆衛生看護学専攻においては、教育内容を検証し必要な見直しに向けて課題を整理する。

両研究科においては、授業評価等の結果を基に、必要に応じてカリキュラムの見直し・改善を行う。

新たな医療人育成に係る組織体制において、両学部との有機的な連携の下で、カリキュラム・ポリシーに基づく教養教育プログラムの作成や教養教育の推進方法の検討・展開を行うとともに、定期的な点検・評価により教育内容の充実を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・教養教育プログラムの作成：令和元年度
- ・医療人育成センターにおける検証及び医療人育成センター運営委員会としての点検・評価の実施：年1回（令和3年度～）

【5】 教養教育関連科目の教育内容について、授業評価アンケートや医療人育成センターでの検討結果を踏まえ、関係委員会と連携し必要に応じた見直しを図る。

また、医療人育成センター運営委員会において、改善状況についての点検・評価を実施する。

イ 教育方法

教育方法・内容の改善につなげるよう、教員の教育力の向上を目指し、学部・研究科の特性や課題に応じたFD活動等を推進する。

〔指標・数値目標〕

- ・本学の課題に応じたFDセミナーの実施：年1回以上
- ・教員の研修会、セミナー等への参加：年1回以上
- ・ワークショップ開催：年2回以上

【6】 本学における教育内容の充実及び教育能力の向上に繋がるFDを企画するとともに、SDと連携を強めるために、情報共有と共同運営を推進する。ICTを利活用し、適切かつ効果的な方法により実施する。

各学部、研究科及び専攻科の人材育成及び教育研究上の目的を達成するため、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づき、学生の主体的な学修を促進するための教育方法を検討し、定期的に検証・改善を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・教育方法の定期的な検証及び必要な改善：年1回（令和3年度～）

【7】 医学部においては、新カリキュラムに導入されている能動的学修（第1～4学年）について、授業評価等の結果に基づき、必要に応じて次年度に向けての改善を図る。

保健医療学部においては、新カリキュラムに導入されている能動的学修（第1～4学年）について、学生と教員を対象とした調査を行い、次年度に向け、必要に応じた改善を図る。

専攻科助産学専攻においては、令和4年度の検証結果に基づいた教育方法を実施するとともに検証を行い、必要に応じて次年度の改善に向けて課題を整理する。

専攻科公衆衛生看護学専攻においては、教育方法を検証し必要な見直しに向けて課題を整理する。

両研究科においては、授業評価等の結果を基に、必要に応じて授業内容の見直し・改善を行う。

各研究科においては、情報通信技術を活用することとし、特に保健医療学研究科では、社会人学生や遠隔地からの入学者に対応するため、情報通信技術等を活用したWEB授業を実施するなど、多様な学生のニーズに即した効率的、効果的な履修を促すため、教育学修活動等の改善・充実を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・情報通信技術を活用した授業の履修者の満足度：80%以上
- ・情報通信技術を活用した授業科目数の増：5科目以上

【8】 医学研究科においては、e-ラーニングの内容を更新し、継続実施する。

保健医療学研究科では、情報通信技術（e-ラーニング、Zoom、Moodle などネット環境や電子媒体など）を活用した講義を継続して実施する。

また、両研究科においては、満足度調査の結果を基に、情報通信技術の活用に関して、必要に応じた履修科目の見直しや課題の整理を行う。

ウ 教育成果

学修成果の評価を明確化するため、具体的な評価方法等を定めたアセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）を策定するとともに、学修成果の到達度を評価する指標等の整備・運用を行い、定期的に検証・改善を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・新卒者の医師、看護師、理学療法士及び作業療法士の国家試験合格率：94%以上
- ・学修成果の評価指数を盛り込んだアセスメント・ポリシーの策定及び定期的検証による改善

【9】 両学部においては、アセスメント・ポリシーや評価基準により評価を実施し、必要に応じて次年度に向けての改善を図る。

専攻科においては、アセスメント・ポリシーや評価指標による評価を実施するとともに検証を行い、必要に応じて次年度の改善に向けて課題を整理する。

医学研究科においては、アセスメント・ポリシーを策定し、評価指標を設定する。

保健医療学研究科においては、アセスメント・ポリシーと評価指標による学修成果の評価を実施し、その結果を基に、必要に応じて評価方法の見直し・改善を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

多職種連携教育をはじめ、高大連携、入試制度改革、卒後のキャリア形成支援の重要性の高まり等の社会情勢の変化に的確に対応するため、入試・高大連携部門、統合 I R 部門等を備えた新たな医療人育成に係る組織体制を構築し、定期的に点検・改善を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・新たな医療人育成に係る組織体制の構築：令和元年度
- ・医療人育成センター運営委員会においての新たな医療人育成に係る組織体制の点検：毎年10月～3月（令和2年度～）

【10】 医療人育成センター運営委員会等において、各部門の組織体制を検証し、必要に応じて運営方法の改善を図る。

新しい教育研究施設の整備に合わせて学生の臨床能力を更に向上させるため、臨床技能トレーニングの施設やe-ラーニングツールを効果的に用いた教育実施体制の充実を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・利用者の満足度調査結果を反映した臨床技能トレーニング施設の充実
- ・e-ラーニングを効果的に用いた自主学習の充実

【11】 施設運営の検討と改善を継続的に行うとともに、利用者対象のアンケート（満足度チェック）を実施する。

また、医学生の臨床技能を高めるためのe-ラーニングを実習の事前学修として活用する。

専攻科公衆衛生看護学専攻の教育実施体制について検証し、更なる教育の充実に向けて必要な見直しを行う。

〔指標・数値目標〕

- ・保健師養成課程の見直しの反映：令和2年度
- ・学生の授業満足度又は肯定的意見の割合：80%以上

【12】 学生へアンケートを実施し、その結果を基に専攻の教育実施体制について点検を行う。

(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置

学生ニーズを踏まえた学修支援、生活支援等のための相談・助言等の体制を検討し、学生支援の充実を図る。
〔指標・数値目標〕
・学生からの意見等を聴取し、検討する機会の設定：年1回以上

- 【13】 学生委員会において学生支援会議を開催し、学習活動及びサークル活動等に関する学生の総意（意見・要望）を聴取の上、意見等に基づき改善を図るなど、学生支援に資する取組を推進するとともに、改善の経過を継続的に学生にフィードバックする。
学生への情報発信については、継続して学生便覧や学生支援ハンドブックの更新・充実を図るとともに、Web・電子メール等を活用し効果的な情報発信を行う。

学生一人一人が将来のキャリアに対する目標意識を高め、専門職として自身の資質・能力を向上させていくことができるよう、各学部や関係機関の連携体制を強化する。特に、医学部においては、キャリア支援に関わる様々な情報の把握に努め、卒業後におけるキャリア支援に向けた取組の充実を図る。
〔指標・数値目標〕
・各学部、関係機関による連携会議の開催、情報交換及び協議：年4回以上

- 【14】 医学部においては、臨床研修・医師キャリア支援センターと連携の上、高学年の学生を対象としたキャリア形成に関する面談の実施や、学生と卒後医師の関わり強化に努め、卒業後もシームレスなキャリア形成の支援の充実化に取り組み、必要に応じて改善を図る。
保健医療学部においては、第3学年前期開講「キャリアデザイン」の実施を踏まえた検証を行い、必要に応じて見直しに向けた課題を整理する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置

独創的なシーズを生み出すため、異分野研究者との交流、製薬企業等へのPR等により医学研究の充実を図るとともに、新たな研究に繋げるため、展示会への出展を推進する。
〔指標・数値目標〕
・展示会への出展：年3回以上

- 【15】 産学連携に関係する協議会等における意見交換を通じ、異分野の研究者との交流等を図るとともに、各種展示会に引き続き出展し、本学の研究成果及び産学官連携成果のPRを実施する。

再生医療や免疫学等の基礎医学研究の幅広い臨床応用に向け、先端医学研究を基盤とした橋渡し研究を推進する。
〔指標・数値目標〕
・再生医療や免疫学等の臨床応用に向けた治験の実施

- 【16】 橋渡し研究プログラム（AMED）を活用しながら、基礎医学研究の推進を図るとともに、引き続き学内の優れた研究成果の導出や実用化に向けた支援を行う。

ゲノム医療等を踏まえた新しいがん対策等の道民ニーズの高い医療・保健・福祉に関する研究について、学部、研究施設、講座等の枠を超えて研究者間の情報交換を積極的に進め、研究活動の活性化を図る。
〔指標・数値目標〕
・医学研究科博士課程「がん研究コース」に係るカリキュラムの継続運営
・がん研究コース（インテンシブコースを含む。）受入数：540人以上（令和6年度）

- 【17】 医学研究科博士課程において、研究経過発表会や臨床医学セミナーなど分野を超えた研究者間の情報交換を積極的に進めるとともに、「がん研究コース」に係るカリキュラムを継続運営する。

若手研究者の育成に向け、科学研究費補助金、財団が公募する研究助成金等の採択数の増加につながる研究意欲の醸成と質の高い研究環境の整備を推進する。

〔指標・数値目標〕

- ・主に若手研究者を対象とした科学研究費補助金申請書作成レクチャーの開催（講師：科研費獲得実績のある教員）：年2回以上

【18】 若手研究者等に対して行う科学研究費助成事業申請書作成レクチャー及び申請書作成レビューを実施し、採否結果の検証及び検証結果に基づく改善に向けた取組を実施するとともに、研究助成事業に関する公募やセミナーの情報を周知する。

また、学内競争的研究費の採択要件等に科研費申請の有無等を加える。

さらに、重点研究支援事業等の取組を通じて、若手研究者への研究支援を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

研究活動の推進のため、薬事、知的財産等の専門的知識を有する特任教員を継続配置しながら、研究支援・研究者支援体制の整備・検証を行い、研究支援における教員と事務局との連携を強化するとともに、研究支援体制の充実を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・専門的知識を有する特任教員の配置：3名以上
- ・全国規模の民間団体研究助成事業の採択数：年10件以上・年平均 15件以上

【19】 専門的知識を有する特任教員を継続配置するとともに、全国規模の財団が公募する研究助成金等の採択数の増加につなげる取組を実施し、その効果について検証及び検証結果に基づく改善に向けた取組を行う。

また、先端医療研究推進センターにシニア URA を配置し、本学における研究活動の推進戦略の策定及び進捗状況の把握等を行う。

3 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 診療に関する目標を達成するための措置

がん診療、肝疾患診療等について、連携拠点病院として中核的な役割を担い、高度専門医療を提供するとともに、診療機能の改善・充実に向けた取組を継続的に行う。また、附属病院に設置しているセンターの役割・機能の充実を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・連携拠点病院としての中核的な役割を担うためのセミナー等の開催：年22回以上
- ・がん診療患者数（肝がん含む）：年53,700人以上
- ・肝疾患診療患者数（肝がん以外）：年950人以上

【20】 がん、肝疾患、エイズ、難病の専門医療の充実に係る取組（セミナーの実施等）を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた事業の実施方法を検討した上で実施する。

また、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）に沿った取組を行う。

さらには、附属病院に設置しているセンターの役割・機能の検証を行い、必要に応じて課題を改善し、役割・機能の充実に取り組む。

神経再生医療（脊髄損傷）については、顕著な効果が期待できることから、厚生労働省の認可後における診療施設として機能できるよう、患者受入体制の整備及び関連施設との診療連携体制の構築に取り組む。また、神経再生医療（脳梗塞）の治験については、引き続き、被験者の確保等の取組を継続する。

〔指標・数値目標〕

- ・神経再生医療の患者受入病床の整備（10床）：令和元年度
- ・神経再生医療の患者受入病床の充実：令和2年度～
- ・神経再生医療において連携する関連施設の確保：2箇所以上（令和6年度）

【21】 神経再生医療（急性期脊髄損傷）の診療施設として、患者受入体制の充実及び関連施設との診療連携体制の構築に継続して取り組む。

また、神経再生医療（脳梗塞・重症頭部外傷・慢性期脊髄損傷・筋萎縮性側索硬化症等）の治験については、被験者の確保等の取組を継続するとともに、新規治験開始にむけた取組を行う。

抜本的な療養環境等の改善を図るため、「札幌医科大学附属病院既存棟改修計画（平成29年3月策定）」に基づき、既存棟の改修工事を行う。また、患者ニーズを踏まえた医療サービス及び療養環境の改善・充実を図るため、患者アンケート（患者満足度調査）を実施し、アンケート結果に基づいた検討を行うとともに、必要に応じて施設の改修・設備の更新等を行う。

〔指標・数値目標〕

- ・紹介状持参患者数：年13,900人以上
- ・既存棟改修計画に基づく既存棟の改修工事：令和元～4年度

【22】 見直し後の既存棟改修工事工程に基づき、第3期工事を着実に進める。

また、患者アンケート（患者満足度調査）や患者からの意見に基づき、医療サービスの充実や療養環境の改善に取り組む。

医療の質・安全の確保、向上を図るため、医療安全監査委員会による監査、特定機能病院間の医療安全相互チェック（ピアレビュー）、医療安全部の体制強化を行う。

〔指標・数値目標〕

- ・医療安全に関する講演会の受講率：100%

【23】 監査委員会の監査及び特定機能病院間相互の医療安全ピアレビューの評価を基に診療モニタリングを継続実施する。

医療安全教育においては、eラーニングシステムを活用した研修を実施し必要に応じて教育方法の見直しを行う。

また、未承認新規医薬品等・高難度新規医療技術を用いた医療の提供に係る対応について、必要に応じて、取扱要綱の見直しを行う。

手術室、高度救命救急センター、集中治療部における診療機能の強化を図るため、手術支援ロボット対応手術室の整備、熱傷ケアユニットの整備、ICU病床の増床等を行う。

〔指標・数値目標〕

- ・手術支援ロボット手術件数：244件（令和6年度）
- ・既存棟改修計画に基づく手術支援ロボット対応手術室の整備：令和元年度
- ・既存棟改修計画に基づく熱傷ケアユニットの整備：令和4年度

【24】 手術支援ロボット対応手術室を含めた手術室全体の円滑かつ効率的な運用を図る。

また、見直し後の既存棟改修工事工程に基づき、救命救急センターの整備等を行う。

(2) 臨床教育に関する目標を達成するための措置

初期臨床研修医及び専攻医の確保に向け、臨床研修・医師キャリア支援センターの活動の充実を図り、初期臨床研修医及び専攻医のキャリアパスに対する支援を行う。また、女性医師等に対する支援について、国が検討している働き方改革の動向を踏まえ、支援体制の周知等を図り、環境づくりを推進する。

〔指標・数値目標〕

- ・初期臨床研修、専門研修に関わる医師等による研修管理、情報共有・意見交換のための会議等の開催：年3回以上
- ・女性医師等に対する講演会等の開催：年2回以上

【25】 初期臨床研修医及び専攻医の確保に向け、研修環境の改善や広報活動を継続して行う。

また、専門研修プログラムの運営に係る支援、女性医師等の就労支援に関する情報発信など、医師のキャリアパスに対する支援を行う。

新人看護職員、中堅看護職員それぞれの趣旨・目的に沿った研修の充実やリハビリテーション医学の高度専門化に対応できる理学療法士及び作業療法士の育成を図るため、キャリア形成に向けた支援を推進する。

〔指標・数値目標〕

- ・新人看護師及び中堅看護師に対する研修会等の開催：年66回以上
- ・新人看護師に対するキャリア形成相談の実施率：100%
- ・理学療法士及び作業療法士の受入研修生：年5名以上
- ・理学療法士及び作業療法士の研修に対する満足度：80%以上

【26】 新人看護職員、中堅看護職員、理学療法士、作業療法士を対象とした研修、個別面談等を実施するとともに、事業の実施結果について検証する。

なお、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた事業の実施方法を検討した上で実施する。

(3) 運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

病院の理念・基本方針を踏まえ、効率的な病院経営を図るため、診療報酬制度に基づく適切な収入の確保、効率的な物流体制の推進による医薬材料費の縮減等により、財務基盤の強化に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・診療収入に対する医薬材料費の割合：40.7%以下
- ・病床利用率：86.2%以上（令和6年度）

【27】 診療報酬請求事務の強化に努め、効率的、効果的な医薬材料費の執行に向け、価格交渉、低価格薬品群の導入促進及び医薬材料費比率上昇時の原因分析を行う。また、既存棟改修工事期間中の稼働病床数の大幅な減少に対応するため、経費抑制に努めるとともに、経営改善方針を着実に推進する。

4 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置

本道の地域医療に貢献するため、道等と連携した教員派遣、地域医療機関からの診療支援要請及び緊急的な医師派遣要請への対応並びに道立病院をはじめとする地域の公的医療機関等への医師派遣のほか、特別枠学生及び特別枠卒医師の地域勤務等におけるキャリア支援に積極的に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・地域医療を支える公的医療機関への医師の派遣件数：1,350件以上（令和6年度）

【28】 道、関係機関等と連携し、地域医療機関からの診療支援要請、緊急的な医師派遣要請、エクモカーの使用に係る要請に円滑に対応するとともに、特別枠学生及び特別枠卒医師を対象に、説明会や面談等を行い、キャリア形成の支援を行う。

また、令和2年度から行っている道内における新型コロナウイルス感染症対応について、引き続き、道から要請があった場合は、医師等の派遣について、協議・調整の上対応する。

地域医療研究教育センターを運用、検証する。

本道の地域医療に貢献するため、公的医療機関等における看護職を対象とした研修会への講師の派遣等や助産師不足の地域との連携に基づく助産師出向事業の実施について積極的に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・看護院内研修の受入数：年11名以上
- ・助産師キャリアパスの策定：令和元年度
- ・助産師出向に係るマニュアルの整備：令和2年度

【29】 講師の派遣、院内研修への受講者受入れ等により、地域医療への貢献に取り組む。

また、助産師出向事業を助産師キャリアパスと助産師出向マニュアルに沿って実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた事業の実施方法を検討した上で実施する。

救急・災害医療体制を充実させるため、DMAT登録者数の増加及び原子力災害医療派遣チーム

員の増員を図る。また、北海道DMA T養成研修を開催するなど、基幹災害拠点病院として本道の災害医療体制の充実に積極的に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・ DMA T（当院外隊員も含む。）チーム数の増：2チーム以上（令和6年度）
- ・ 院内原子力災害医療派遣チーム数の増：2チーム以上（令和6年度）
- ・ 北海道DMA T養成研修の開催：年1回

- 【30】** 養成研修に職員を派遣することによりDMA T登録者及び原子力災害医療派遣チーム員の増員を図るとともに、各種災害訓練に積極的に参加する。
また、北海道DMA T養成研修を開催する。

地域医療機関との診療連携体制等の強化を図るとともに、拠点病院の指定を受けているがん、肝疾患、エイズに関する相談支援に取り組む。また、治療と就労の両立支援に向け、国の方針に基づき関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・ がんに関する相談件数：年1,290回以上
- ・ 肝疾患に関する相談件数：年880回以上
- ・ エイズに関する相談件数：年140回以上

- 【31】** がん、肝疾患、エイズに関する各種研修会等へ参加することにより相談員の専門性の向上を図る。

さらに、治療と仕事の両立支援に向け、相談支援の充実を図る取組を行うとともに、院内における両立支援体制について点検し、必要に応じて見直しを行う。

また、入院前スクリーニング等入退院機能を強化し、患者支援の充実に取り組むとともに、地域医療機関との連携推進を図る。

道との「災害時における相互協力に関する協定」に基づき、災害時における教職員、学生が行う支援体制の整備、大学施設を一時的な避難施設として提供する地域住民に対する支援策等の地域貢献活動に向けた実施体制を構築する。

〔指標・数値目標〕

- ・ 大学施設を避難施設として提供する際の手順の設定：令和元年度
- ・ 地域住民に対する支援策の策定：令和2年度
- ・ 避難救護物資の備蓄に関する検討：令和2年度

- 【32】** 危機対策マニュアルを必要に応じて見直すとともに、学内の災害訓練などへの参加により、教職員及び学生の防災意識の向上を図る。

また、「本学体育館を一時的避難所として開放する際の手順書」による避難所運営に係る対応確認を実施する。

地域の医療・保健・福祉に関する計画・企画の立案や健康づくりに関する取組を支援するため、道、市町村等からの審議会委員への就任、講師の派遣等の依頼に協力する。

〔指標・数値目標〕

- ・ 各種審議会委員等への就任件数：年313件以上
- ・ 講師等派遣件数：年720件以上

- 【33】** 道、市町村等からの地域医療に関する政策立案等の審議会委員への就任依頼に協力するとともに、市町村等で実施する健康づくりのための活動に対する講師の派遣等の依頼に協力する。また、依頼手続きや派遣実績について本学 HP に掲載することで、外部の方が本学に依頼しやすい環境を整える。なお、指標・数値目標については、中期目標・中期計画で掲げる目的に照らしつつ、これまでの達成状況を踏まえ、次期中期計画における指標等の設定の有無、また、設定する場合にはどのような指標等が適切かも含めて課題を整理する。

健康寿命の延伸等に貢献するため、公開講座の開催、生涯学習の機会の提供等の道民の健康づくりに向けた意識啓発活動を推進する。

〔指標・数値目標〕

- ・本学が主催する公開講座、セミナー等の開催：年平均60回以上

【34】 民間企業等と連携し、特色ある公開講座等を開催する。なお、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、オンラインを活用するなど、適切な方法により開催する。

また、各種メディアや広報媒体を活用して、本学の優れた教育・研究・診療等の取組について積極的に情報提供を行う。

本学が有する教育・研究資源を活用した社会貢献活動を推進する体制を整備し、地域で勤務する看護、リハビリテーション、福祉等の専門職を対象とした研修会を開催するとともに、研究成果を広く道民に還元することを目的とした公開講座の開催、生涯学習等への支援に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・看護、リハビリテーション及び福祉に関する公開講座の開催：年1回以上
- ・高校出前講座の開催：年4回以上
- ・専門職対象研修会の開催：年3回以上

【35】 保健医療学部において公開講座等を実施する。なお、実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえたオンラインの活用など、感染防止対策の徹底を図る。

また、当該学部の地域貢献活動実績を集約し、公表する。

(2) 産学・地域連携に関する目標を達成するための措置

研究成果を医薬品や医療機器等の開発へ繋ぎ、社会還元を積極的に推進するため、民間企業や異業種研究機関との連携関係を強化し、研究内容や研究成果について積極的かつ効果的な情報発信に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・特許実施許諾契約等の契約数：年43件以上

【36】 北海道・ノーステック財団との共催事業である医療機器関連産業参入研修会及び各種展示会において、民間企業や、異業種研究機関等と交流を図るとともに、ホームページへの掲載等により、研究成果・シーズの情報発信を行う。

研究成果の実用化と社会還元を推進するため、研究支援機能の充実を図るとともに、地域シンポジウムの開催、研究協力の呼びかけ等により自治体等との連携を深める。

〔指標・数値目標〕

- ・専門的知識を有する特任教員の配置：3名以上
- ・地域シンポジウムの開催：1回以上

【37】 専門的知識を有する特任教員を継続配置するとともに、特任教員のコーディネート機能等を活用し、地域シンポジウムについて更なる開催の機会を検討する。

5 国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置

国際的かつ先進的な医療の推進及びグローバルな視野を持つ人材育成を図るため、海外の大学や研究機関との連携を深め、国際交流の拡大に向けた取組を積極的に行う。

〔指標・数値目標〕

- ・大学間交流協定校数の増：2校以上（令和元～6年度）
- ・海外留学率（学部卒業までに留学、研修、派遣等の海外経験のある学生の学生定員に対する割合）：10%以上（令和6年度）

【38】 新型コロナウイルス感染症等の社会情勢の変化に応じて、海外留学等に関する危機管理体制を強化するとともに、協定校との協定に基づく学術・学生交流事業の早期再開に向け、プログラムの充実を図る。

また、国際交流の拡大に向けて新たな大学間交流協定の締結を検討する。

協定期間が満了となる大学等については、交流内容の検証を行い、必要に応じて見直しを図り、協定を更新する。

国際的医療・保健の発展に貢献するため、国内外から高く評価される研究等に重点的に取り組む。
〔指標・数値目標〕

- ・状況に応じた積極的な外国出願
- ・外国企業が参加する展示会への出展：年1回以上

【39】 国内外から高く評価されている再生医療の研究を継続して推進する。

また、その他の研究成果についても検証を行いながら外国出願を進めるとともに、海外企業が参加する展示会へ出展する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営に関する目標を達成するための措置

理事長（学長）のリーダーシップの下、戦略的かつ効果的な教育研究活動、大学運営等を行うため、様々な課題に対して迅速に対応できる体制を整備する。

〔指標・数値目標〕

- ・理事長（学長）の意思決定を支援する組織の整備：令和2年度
- ・理事長（学長）の意思決定を支援する組織の点検・必要な見直し：年1回（令和3年度～）

【40】 役員会等の審議機関を効果的に運営するとともに、理事長（学長）の意思決定を支援する組織を活用し、理事長のリーダーシップの下、様々な課題に迅速に対応する。また、理事長（学長）の意思決定を支援する組織について点検し、必要に応じて見直しを行う。

2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置

教員の業績評価制度について、当該制度の目的や法の趣旨を踏まえ、評価項目や評価基準の見直しを図るなど、適切な運用を図るとともに、多様な区分による試験を実施するなど、事務職員の採用を中長期的な視点で計画的に進める。

〔指標・数値目標〕

- ・大学訪問数：年2校以上
- ・企業説明会開催件数：年4回以上

【41】 教員の業績評価について、新たな評価基準での評価を実施するとともに、実施結果の検証を行う。

また、事務職員の採用については、応募者数確保のため、社会情勢に応じたオンライン等を含めた取組を実施するとともに、年齢構成及び業務実施体制を踏まえた採用試験を引き続き実施する。

大学運営の一層の高度化を推進するため、全職員を対象としたSD活動実施計画（仮）を策定し、同計画に基づき、職域を超えた研修機会の創出を図るとともに、体系的なSD研修活動に取り組む。また、法人採用の事務職員に係る人材育成を推進するため、専門研修、スキルアップ研修等の効果的な研修の開催、自主的な能力開発活動に対する経費の助成等により、事務職員の業務遂行能力の向上に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・年間計画に基づく研修回数の実施率：92%以上

【42】 SD活動実施計画を策定し、体系的なSD活動に取り組むとともにFDとの連携を図る。

また、研修メニューの充実と、これまでのリモートでの実施から、状況に応じて、可能な限り集合による研修を目指しながら、法人採用の事務職員の当該研修の受講機会を確保するとともに、職員がモチベーションを持ち、職員個々の特性に応じた効果的な自己啓発が行えるよう、引き続き、通信教育や自主研究活動への支援を行う。

社会環境の変化を的確に把握し、限られた人材を適時適切に配置するとともに、業務の効率化や

組織の柔軟な見直しを進め、簡素で効率的な組織体制の構築に取り組む。特に、附属病院の執行体制については、各年度ごとの工事の進捗状況も考慮した人員配置を行う。

〔指標・数値目標〕

- ・各所属における短期的及び中期的な課題を考慮した簡素で効率的な執行体制の構築
- ・附属病院の改修工事の進捗状況を考慮した人員配置

【43】 社会環境の変化や業務の一元化・効率化（業務システムの導入・改修、類似業務の統合等）の推進により、簡素で効率的な組織体制、また、新型コロナウイルス感染症へ対応するための組織体制の構築に取り組む。

また、附属病院の工事の進捗を考慮した人員配置を行う。

男女共同参画社会を実現するため、「札幌医科大学における女性職員の活躍推進に関する一般事業主行動計画」に基づく総合的、計画的な取組を推進する。

〔指標・数値目標〕

- ・管理職に占める女性の割合：22%以上

【44】 一般事業主行動計画（第2期）に基づく総合的かつ計画的な取組の実施により、役付職員への登用を見据えた人材育成及び女性管理職育成に向けた意識醸成を図るための研修等の実施や、家庭と仕事の両立を支援する職場環境づくりを推進する。

安全な医療の担保、医療事故の防止、地域医療への貢献等を目的とした医療技術向上のため、学生、医師等の医療に携わる人たちが医療技術等の修得に向けて取り組める総合的な研修組織体制等を整備する。

〔指標・数値目標〕

- ・サージカルトレーニングの回数：年16回以上

【45】 令和3年度に大学組織として設置したサージカルトレーニングセンターにおいて、適正なサージカルトレーニングを推進する。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務基盤の確立に関する基本的な目標を達成するための措置

(1) 収入の確保に関する目標を達成するための措置

本学研究者による研究費の申請に向けた環境を整備するなど、科学研究費補助金等の外部研究資金を確保するとともに、寄附金その他の自己収入を確保する。

〔指標・数値目標〕

- ・科学研究費補助金の申請数：年平均323件以上

【46】 科学研究費助成事業申請書作成レクチャー及び申請書作成レビューを実施し、採否結果の検証及び検証結果に基づく改善に向けた取組を実施し、更に学内競争的研究費の採択要件等に科研費申請の有無等を加え科研費申請を促すとともに、インターネット納付による寄附受入等の取組を継続して実施する。

また、外部資金獲得促進委員会において、研究者に対し助成金への応募を促進する。

さらに、治験センターにおいては、各部門間の連携強化等により、治験件数の増加を図り、自己収入の更なる確保に取り組む。

診療報酬制度に的確に対応した医業収入の確保や駐車場の有料化、財産貸付等の拡充等の多様な収入確保策に取り組み、自己収入の増加を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・法人の自己収入：平成30年度対比5%増（令和6年度）

【47】 診療収入の最大限の確保をはじめとする自己収入の一層の確保に努める。また、授業料等の学納金の収入未済額の把握及び適時適切な督促等による収入確保策を実施する。

(2) 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置

管理的経費等の執行を定期的に検証するとともに、業務運営の効率化（物品の調達方法や委託業務の見直し）を進めるなど、様々な視点から経費の抑制及び節減に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・運営費交付金：少なくとも前年度比1%縮減（特別の事情がある場合を除く。）

【48】 経営改善方針に基づく取組として、業務の一元化や業務の効率化（学内システムの統合に向けた検討等）を図るとともに、委託水準の見直しを行い、管理的経費の縮減を図る。また、四半期を目処に、管理的経費等の執行状況を把握し、法人全体の経営状況に応じて経費節減対策を実施する。

2 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

資産の有効活用を図るため、3年ごとに実施する保有資産利活用状況調査結果を踏まえて、課題の検討整理及び管理運用方法の改善に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・保有資産利活用状況の点検：令和3・6年度
- ・課題の検討整理及び管理運用方法の改善：令和元・4年度

【49】 前年度検討整理を行った保有資産の利活用に係る課題について、引き続き協議を進め、より効果的な利活用方法、管理運用方法の改善を図る。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

PDCAサイクルを活用した自己点検・評価及び法人評価・認証評価の効果的かつ効率的な実施に向けて現行の評価体制の見直しによる内部質保証の充実を図るとともに、外部評価の導入等を行い、評価結果を教育研究活動や大学運営の改善等に反映させる。

〔指標・数値目標〕

- ・PDCAサイクルが効果的かつ効率的に機能する計画・評価の仕組み及び体制の見直し：令和元年度

【50】 内部質保証方針等に基づき、各所属等において自己点検・評価を実施するとともに、内部質保証システムの改善・向上に向けた見直しを行う。

また、次期認証評価受審に向けて、自己点検・評価報告書を作成する。

附属病院においては、令和4年度に実施した病院機能評価の改善審査に係る再審査を受審するとともに、次期審査の受審に向けた準備を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

特色ある教育・研究・臨床、大学運営等の諸活動の情報について積極的に発信するほか、新たにSNS等を活用した迅速な広報手段を確保するとともに、緊急・災害時において迅速に対応できる体制を整備するなど、効果的な情報発信に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・大学ホームページを活用した情報発信件数：年300件以上
- ・SNSを活用した情報発信件数：年30件以上

【51】 広報ポリシーに基づき、特色ある教育・研究・臨床、大学運営等の諸活動について、様々な広報媒体を活用し、全学的な情報発信を行うとともに、更なるイメージアップを図るためのコンテンツの充実を図る。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

施設整備構想等に基づき、道と連携しながら計画的な施設整備や施設整備後の速やかな運営の継続に向けた移転業務に取り組むとともに、施設整備の効果を最大限活用し、教育・研究・病院機能

の一層の高度化や充実強化を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・教育研究施設Ⅱ及び大学管理施設の整備・移転：令和元・2年度整備、令和3年度移転
- ・基礎医学研究棟の改修・移転：令和2・3年度
- ・附属病院既存棟の改修・移転：令和元～4年度

【52】 道と連携して対象施設の工事を進めるとともに、工事の進捗に合わせて速やかに移転を実施する。

また、施設の整備による教育機能の充実や病院施設の整備による診療機能の強化を図る。

施設設備について、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減を図るため、計画的に施設の維持保全のための改修・更新工事等に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・施設の改修・更新工事：令和元～6年度
- ・耐用年数の延長：概ね20年以上利用

【53】 長期保全計画に基づき、臨床教育研究棟、基礎医学研究棟、保健医療学研究棟等において、電気設備、空調機器等の設備改修を実施し、適切な施設管理を行う。

2 安全管理等の業務運営に関する目標を達成するための措置

災害等発生時における危機対応に関し、危機対策マニュアルを活用した避難訓練等を通して教職員や学生等の危機対応能力の向上を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・消防計画に基づく火災訓練：年1回
- ・消防計画に基づく地震訓練：年1回

【54】 危機対策マニュアルを活用した消防計画に基づいた自衛消防組織を運用した避難訓練を実施する。

なお、実施にあたっては新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、感染防止対策を講じる。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、化学物質等の適正な使用等の安全衛生管理に関わる啓発、職場巡視等を行うことにより、安全衛生意識の向上を図り、職場環境の安全を確保する。

〔指標・数値目標〕

- ・安全衛生管理に関わる研修会等の実施：年1回以上

【55】 安全衛生に関する研修会等及び職場巡視により、化学物質等の適切な使用をはじめ、職場環境の安全を確保する。なお、安全衛生委員会の構成員に保健管理センターのセンター長または副センター長を加える。

想定されるリスクに対する危機の未然防止、危機発生後の対応等について、リスクマネジメント研修を通して役員、教職員等の危機管理意識の向上を図る。

〔指標・数値目標〕

- ・リスクマネジメント研修の実施：年1回以上

【56】 多種多様なリスクを理解するためのリスクマネジメント研修を新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、感染対策を講じた上で実施する。

定期的なシステム更新等の実施、技術的、人的の両面における情報セキュリティ対策の強化等により情報資産の安定稼働、各種の脅威からの保護及び情報漏洩等の防止に取り組む。

〔指標・数値目標〕

- ・全所属等の情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに関する講習会の実施：年1回以上

・上記講習会の受講率：100%（新規担当者）、90%以上（その他の担当者）

【57】 情報ネットワーク基幹システムの安定的な稼働確保及び次期更新に向けた技術的検討を進める。

附属総合情報センター企画開発室において、医療情報を診療・教育・研究のために、安全かつ効果的に取扱うことを目的とした「第3のネットワーク」構築に係る検討を進める。

ウィルス対策及び当該機器の脅威検知機能を含む包括的なセキュリティソフトウェアの更新を実施するほか、適宜注意喚起及び啓発活動、ソフト面での対策を行うことで更なる情報セキュリティ対策の確実な実施に取り組む。

ESCO事業終了後の省エネルギーシステムの管理・運営に努め、省エネルギーに取り組む。
〔指標・数値目標〕

・エネルギー原単位の削減：前年比1%以上

【58】 省エネルギーシステムの管理・運営に努めるとともに、省エネルギーの取組強化期間の設定や学内専用ページに電力使用状況を掲載することなどにより学内全体に省エネルギーの意識啓発を図る。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

大学運営におけるコンプライアンスを徹底するため、職員が遵守すべきルール、モラル等について取りまとめた冊子を活用し職員を対象とした研修等を実施し、倫理意識の醸成や職務遂行に当たって常に自覚すべき法令等の遵守に取り組む。

〔指標・数値目標〕

・倫理研修（職場研修）等の実施：年2回以上

【59】 倫理研修をはじめとした各種研修等において、職員が遵守すべきルール、モラル等について取りまとめた冊子を活用し、コンプライアンスの徹底を図る。

また、外部講師の招へいによるコンプライアンス研修等を新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、感染対策を講じた上で実施する。

競争的資金等の使用に関する不正をはじめとする研究活動上の不正行為を防止するため、「コンプライアンス及び研究倫理教育研修実施要領」に基づく教育研修を実施し、競争的資金等の適正な執行、研究倫理に関する理解促進及び不正の事前防止を図る。

〔指標・数値目標〕

・コンプライアンス及び研究倫理教育研修会受講対象者の受講率：100%

【60】 競争的資金等の適正な執行、研究倫理に関する理解促進及び不正の事前防止を図るためのコンプライアンス研修、研究倫理教育に関する研修を実施する。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

17億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすること。

第8 出資等に係る不要財産等がある場合の当該財産の処分に関する計画

なし

□内は中期計画、【 】は年度計画を示す。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

全学的観点に立ち、教育・研究・診療の質の向上、社会貢献及び組織運営の改善に充てる。

第11 その他

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
施設整備事業	318	施設整備補助金、繰越積立金
医療機器等整備費	554	長期借入金

2 人事に関する計画

第2の2「組織及び業務等に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

次の業務の財源に充てる。

- ・大学（附属病院含む。）に係る施設設備整備事業
- ・その他教育・研究・診療・社会貢献に係る業務及びその附帯業務

(別紙)

令和5年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	7,974
道費補助金	411
自己収入	29,757
授業料及び入学検定料収入	821
附属病院収入	27,156
雑収入	1,780
受託研究等収入及び寄附金収入等	1,003
長期借入金収入	554
目的積立金取崩	1,741
計	41,440
支出	
業務費	39,244
教育研究支援経費	2,113
診療経費	19,074
人件費	17,378
一般管理費	679
施設整備費	872
受託研究等経費及び寄附金事業費等	744
長期借入金償還金	580
計	41,440

令和5年度収支計画（損益）

（単位：百万円）

区分	金額
経常費用	40,995
業務費	38,013
教育研究支援経費	2,101
診療経費	18,183
受託研究費等	351
役員人件費	100
教員人件費	4,665
職員人件費	12,613
一般管理経費	679
財務費用	0
減価償却費	2,303
経常収益	39,280
運営費交付金収益	7,847
施設費収益	0
授業料収益	727
入学金収益	80
検定料収益	14
附属病院収益	27,156
受託研究等収益	478
寄附金収益	610
雑益	1,870
資産見返運営費交付金等戻入	111
資産見返寄附金戻入	85
資産見返補助金等戻入	269
資産見返物品受贈額戻入	33
経常利益	▲1,715
臨時損失	—
臨時利益	—
純利益	▲1,715
目的積立金取崩額	1,681
総利益	▲34

令和5年度資金計画（キャッシュフロー）

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	41,440
業務活動による支出	39,752
投資活動による支出	1,108
財務活動による支出	580
資金収入	41,440
業務活動による収入	40,589
運営費交付金による収入	7,974
授業料及び入学金検定料による収入	821
附属病院収入	27,156
受託収入	358
寄附金収入	646
その他収入	3,634
投資活動による収入	297
施設費による収入	297
財務活動による収入	554
長期借入金による収入	554

(用語説明)

[1 ページ]

【アドミッション・ポリシー】

入学者受入方針。

【ディプロマ・ポリシー】

学位授与方針。

【高大接続改革】

高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革。

【学力の三要素】

高大接続改革における高等学校教育の改革において、社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランス良く育むことが必要とされており、「1 知識・技能の確実な習得」、「2 (1を基にした) 思考力、判断力、表現力」、「3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の総称。

【カリキュラム・ポリシー】

教育課程編成・実施方針。

【授業評価】

学生にとってより分かりやすい、充実した質の高い授業を実現するため、授業内容や授業方法について、学生から評価や意見を求め、それを今後の授業改善に役立てることを目的に行う学生による授業に関する評価。

[2 ページ]

【FD活動】

「FD」は、「Faculty Development (ファカルティ・ディベロップメント)」の略。教員が、より質の高い教育を学生に提供できるよう、授業内容や教育能力の向上を目的とした組織的な取組の総称。具体的な例としては、教育に関するセミナー及びワークショップの開催、新任教員を対象とした研修会の実施等。

【ワークショップ】

研究集会、参加者が自主的に体験する講習会。講師が一方向的に講義を行うのではなく、講師と参加者が意見交換を行ったり、実践的な体験を通して知識や技術を学ぶのが特徴。

【能動的学修手法】

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、生徒たちの能動的な参加を採り入れた指導・学習方法の総称。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれる。

[3 ページ]

【高大連携】

高等学校及び大学の双方が、後期中等教育機関又は高等教育機関としてそれぞれ独自の目的や役割を有していることを踏まえつつ、高等学校と大学との接続を柔軟に捉え、生徒一人一人の能力を伸ばすため、高等学校及び大学の双方が連携すること。

【臨床能力】

患者に接して診察・治療を実践する能力。

【臨床技能トレーニング】

患者への診療を模擬的にトレーニングできる機器(シミュレーター)を用いて医療技術を練習し、又は習得すること。

【eラーニング】

コンピュータ等のデジタル機器、通信ネットワークを利用して教育、学習、研修等の活動を行うこと。

[4ページ]

【シーズ】

科学技術研究の種(Seeds)。将来花開き実を結ぶ可能性の高い研究。

【再生医療】

病気やけがで損なわれた臓器や組織の働きを再生させるため、細胞や組織を体外で培養したり、加工したりして体に移植する医療。

【免疫学】

免疫の機構の解明及びその応用を研究する医学の一分野。

【橋渡し研究】

トランスレーショナル・リサーチともいう。研究者・医師の主導の下、基礎研究で得られた成果を実用化につなげる研究。国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の橋渡し研究戦略的推進プログラムの下、本学は、北海道大学を代表機関とする拠点の分担機関として、安全性の評価、試験物製造の援助、適切な臨床計画立案の指導等の支援体制の整備を進めている。

【橋渡し研究プログラム】

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が実施する事業。画期的な医薬品、医療機器等を効率的、効果的に国民に還元することを目指して、有望な基礎研究成果の臨床研究・治験への橋渡しを加速させることを目的とする。

【ゲノム医療】

遺伝情報に基づいて、個人に適した治療方法を提供する医療。

【インテンシブコース】

集中講義。ここでは、がん診療におけるゲノム情報の意義やその取扱いについて、また遺伝性腫瘍の臨床的特徴や当事者の思いに配慮できる人材の養成を目指すプログラムを指す。

【科学研究費補助金】

人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする文部科学省所管の「競争的研究資金」であり、独創的、先駆的な研究に対する助成を行うもの。

[5ページ]

【シニアURA】

URA：「University Research Administrator(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)」の略。大学などの研究組織において研究者および事務職員とともに、研究資源の導入促進、研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進を行って、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化を支える業務に従事する人材のこと。シニアURAは、URA業務についての経験を有し、広範な知識、経験に基づく高度な判断・対応能力を有すると認められる者のこと。

【連携拠点病院】

○地域がん診療連携拠点病院（北海道に20カ所）

専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行う。診療体制（手術、化学療法、放射線治療、緩和ケア）、医療従事者、研修の提供、情報の収集提供体制（相談支援センター）等についてそれぞれ満たすべき要件が定められている。

○肝疾患診療連携拠点病院（全国に71カ所、北海道に3カ所）

都道府県の肝疾患治療の中心的役割を果たすために指定された病院。肝炎医療の均てん化（地域によってかたよりのないよう、等しく向上させること）のために、医療の連携を図るほか、患者・キャリア・家族からの相談等に対応する「肝疾患相談センター」を設置し、肝疾患や医療機関等に関する情報の提供、医療従事者や地域住民を対象とした研修会や講演会の開催、肝疾患に関する相談支援等を行う。

○エイズ治療ブロック拠点病院

エイズに関する総合的かつ高度な医療を提供するほか、地方ブロック内のエイズ医療水準の向上や地域格差を是正することを目的として、エイズ治療拠点病院等の医療従事者への研修や、医療機関及び患者からの診療相談に対する情報提供を行う。

【治験】

医薬品の製造販売に向け、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく国の承認を得ることを目的に、人に対する有効性・安全性を調べる臨床試験。

[6 ページ]

【医療安全監査委員会】

札幌医科大学で、附属病院における医療安全に係る管理状況について、中立かつ客観的な立場から監査を行うため設置している委員会。

【特定機能病院】

高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として、厚生労働大臣の承認を受けた病院。

【医療安全相互チェック（ピアレビュー）】

特定機能病院における医療安全管理対策の強化を目的として、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）により、平成 29 年度から毎年実施することが特定機能病院の管理者の責務として定められている特定機能病院間相互で行われる訪問調査。

【高度救命救急センター】

従来の救命救急センターの役割に加えて、「広範囲熱傷」、「急性中毒」、「指肢切断等の特殊疾患患者」に対し、高度な救急医療を行う専任医師と看護師等の診療体制及び設備を 24 時間体制で備えている救命救急センター。

【手術支援ロボット】

手術を支援するロボット。代表的な機種としては「da Vinci（ダ・ヴィンチ）」がある。ロボット支援下手術は、低侵襲（痛み、出血等の患者の負担を少なくすること）手術を可能とし、回復が早い、傷跡が小さいなどのメリットがある。

【熱傷ケアユニット】

熱傷の患者を受け入れる専用の病床。

【ICU病床】

重症患者に対して、医師・看護師が医療設備を駆使して連続的な治療や処置を行う専用の病床。

【初期臨床研修医・専攻医】

初期臨床研修医とは、医師免許取得後、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）により大学病院又は厚生労働大臣の指定する病院にて 2 年以上の臨床研修に従事することを義務付けられている医師。臨床研修は、医師が適切な指導体制の下で医師としての人格をかん養し、幅広く医師としての必要な診療能力を身に付けるものとされている。専攻医とは、初期臨床研修を修了の後、各診療領域における専門的医療に熟達した医師（専門医）を目指して 3～5 年間の各診療領域の専門研修に従事する医師。

【臨床研修・医師キャリア支援センター】

初期臨床研修、後期臨床研修の実施に関する業務を行うとして札幌医科大学附属病院に設置された組織。

【キャリアパス】

仕事において最終的に目指すべきゴールまでの道筋のモデルあるいは仕事における専門性を極める領域に達するまでの基本的なパターン。

【専門研修プログラム】

初期臨床研修を修了の後、各診療領域における専門的医療に熟達した医師（専門医）を目指す専攻医が研修するプログラム。

[7ページ]

【特別枠学生（特別枠卒医師）】

本学入試枠のうち、特別枠にて入学した学生（同枠で入学し、卒業した医師）。本学に在学している期間は北海道医師養成確保修学資金の貸与を受け、本学を卒業後は道内での医療機関に9年以上勤務し、かつ、当該勤務期間のうち5年間を知事が指定する公的医療機関に勤務することが義務付けられている。

【助産師出向事業】

平成27年から北海道が北海道看護協会に委託している事業。助産師の地域偏在を解消するとともに、助産師の実践能力の強化、実習施設確保を図り、地域において安心、安全な出産ができる体制を構築することを目的としている。出向先施設にとっては労働力供給、人材育成の利点があり、出向元（当院）にとっては助産師の実践能力強化の利点がある。

【DMAT】

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。

「Disaster Medical Assistance Team」の頭字語で「DMAT」（ディーマツト）と呼ばれる。

【基幹災害拠点病院】

災害拠点病院とは、地震、津波、台風、噴火等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院。基幹災害拠点病院とは、更にそれらの機能を強化し、災害医療に関して、都道府県の中心的な役割を果たす病院。

[8ページ]

【入院前スクリーニング】

入院前の外来において、退院支援を見据えた介入をするために必要な患者情報の把握等を行うこと。

【健康寿命】

零歳の者が健康で何年生きられるか示した数。このとき、健康とは、傷病により就床した状態でないことを指す。

[9ページ]

【コーディネート機能】

産学官連携を担う教員が行う業務。例えば自治体等のニーズに対応する提案を行うことや、学内におけるシーズを外部に発信しその実用化に結びつけることなど。

[10ページ]

【SD活動】

「SD」は、「Staff Development（スタッフ・ディベロップメント）」の略。大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、能力や資質の向上を図る研修やその他必要な取組。

[11ページ]

【サージカルトレーニング】

献体を用いた手術手技研修。

[12ページ]

【PDCAサイクル】

「Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）」の頭文字を取ったもの。行政政策や

企業の事業活動に当たって計画から見直しまでを一貫して行い、更にそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。

【自己点検・評価】

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）により、大学の教育研究水準の向上に資するため、大学が自ら実施しなければならない点検・評価。

【法人評価・認証評価】

法人評価は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）により、公立大学法人の中期目標、中期計画、年度計画に対する教育研究活動、業務運営、財務内容等の総合的な達成状況について評価するもの。認証評価は、学校教育法により、認証評価機関（文部科学大臣の認証を受けた評価機関）が自ら定める評価基準に基づき、大学の組織運営や教育研究活動等の状況について評価するもの。

【内部質保証】

P D C A サイクル等を適切に機能させることによって、大学の質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的、継続的プロセスのこと。

【病院機能評価】

医療の質と安全の向上を目的として、「公益財団法人日本医療機能評価機構」が一定の基準に基づき、中立の立場から病院を評価するもの。

【SNS】

「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

[13 ページ]

【リスクマネジメント】

危機管理。事前に対策を講じることで危機発生を回避するとともに、危機発生時の損失を極小化するためにリスクを組織的に管理し、危機発生等の回避又は低減を図るプロセス。

【第3のネットワーク】

本学で運用している「学術情報ネットワーク」、「医療情報ネットワーク」に加え、今後新たに構築を予定している診療等に用いるネットワーク（仮）。今後、インターネットを介した診療情報の共有、遠隔診療、手術支援等の実施に必要となるネットワークシステム。

[14 ページ]

【ESCO（エスコ）事業】

「Energy Service Company」の略。省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービスを包括的に提供する事業。

【コンプライアンス】

法令遵守。経営活動において法令や社会規範に反することなく、公正・公平な業務を遂行すること。